

## 1. 工事・物品 共通事項

- ・各種約款・条項の改正（4月1日から）  
（支払遅延利息率を2.7%から2.6%に引き下げ）

## 2. 工事関係

- ・競争入札参加者心得の改正（4月1日から）  
会社法改正に伴う資本関係人的関係の要件の改正  
資本関係・人的関係調書の様式変更
- ・前払金の支払い用途拡大の継続（4月1日から）  
平成28年7月より実施してきた前払金の支払い用途拡大の継続
- ・指名競争入札時の質問受付・回答方法の変更（4月1日から）  
下記のとおり受付・回答方法を変更します。  
【受付方法】「電子メール」にて質問書を提出  
【回答方法】「入札情報公開システム」に質問事項回答書を掲載  
※一般競争入札時の質問受付・回答方法に変更はありません。
- ・土木施設維持管理業務における社会保険等への加入促進  
令和3・4年度の建設工事請負等競争入札参加資格審査から、  
「社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に原則加入していること」  
を申請の要件とします。
- ・一部の案件で予定価格の事後公表を試行的に実施  
年度間に数件程度、土木工事業を対象に試行的に実施します。

## 3. 物品関係

- ・一般競争入札を試行的に実施
- ・電子入札の順次執行

### 【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課

電話：048-556-1111（内線213・214）

FAX：048-554-0199